議第42号

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第７条中「滋賀県教育委員会事務局」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。